

平成24年11月1日より建設業許可・更新等申請時に健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となります！

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

記載例

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	〇〇健康保険組合 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
千葉営業所	10人 (0人)			1	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	本店一括 本店一括 本店一括
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	

営業所一覧表に記載した順に記載

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載

事業所整理記号及び事業所番号等を記載

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

・目的は・・・

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的としています。

・保険加入義務のある営業所(適用事業所)とは・・・

社会保険(健康保険・厚生年金保険)については、法人の事業所(営業所)及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所(営業所)が適用事業所に該当します。

雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所(営業所)が適用事業所に該当します。

・支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合は(一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く)・・・

この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載します。

・建設国保に加入している場合は・・・

法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外(「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載)となります。

・確認資料として提出が必要な書類(いずれも申請時直前のものが必要です。)

①社会保険(健康保険・厚生年金保険)：両保険の保険料納入に係る「領収証書」又は「納入証明書」(「納入確認書」でも可。)の写し

②雇用保険：「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

※口座振替の場合、以下のいずれかの書類の写しの提出により、「領収済通知書」の提出を省略することができます。

- ・労働保険料概算・確定保険料申告書上部に「口座振替」と印字されているもの
- ・上記申告書に「口座振替」と印字がない場合は、金融機関に提出した「労働保険保険料等口座振替納付書送付(変更)依頼書兼口座振替依頼書」の事業主控
- ・保険料納期2週間程前に送付されてくる「振替通知書」

なお、「申請時直前」の領収書とは、原則申請日より3ヶ月以内のものとしします。

・書面の提出のタイミングは・・・

新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請時に提出して頂き、確認をすることとなります。

・未加入の場合は・・・

保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。

・様式(第二十号の三)の掲載先は・・・

静岡県ホームページ内「建設業のひろば」→「建設業許可」内建設業許可申請書等様式集

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/license/index.html>

・問い合わせ先

静岡県庁建設業課許可班 054-221-2507・3058

各土木事務所総務課建設業班